

石教教第 471 号
令和 2 年 7 月 9 日

石垣市立小中学校長 様

石垣市教育委員会
教育長 石垣 安志
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策について【第 14 報】

平素より、学校における新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

ご承知のとおり、政府は 5 月 25 日に「緊急事態宣言」を全面解除し、6 月 19 日には都道府県をまたいだ移動に関しましても全面解除いたしました。本市においても、6 月 1 日より東京や大阪の航空路線の運行も再開し観光客の受け入れもはじまっています。

しかしながら、東京都においては、連日 3 桁に登る感染者数が報告され、国内新規感染者数も連日 200 人を超えるなど、県外における感染状況については、まだまだ予断を許さない状況であります。

石垣市新型コロナウイルス感染対策本部会議において、本市の児童生徒及び教職員の沖縄県外の旅行等については、これまで同様、下記の措置を継続することが決定いたしましたので、ご理解とご協力をお願いします。

また、今後市内において新型コロナウイルス感染者が発生した場合、各学校の臨時休校を判断する際の基本的な考え方についてもご承知おきください。

記

1 郡外に旅行した場合の登校・出勤の判断基準について

- (1) 判断基準：県内＝登校・出勤可能（但し 14 日間の健康観察）
県外＝7 日間の出席（勤務）停止及びその後 7 日間の健康観察
※別紙【登校・出勤の判断基準フローチャート】を参照
- (2) 適用期間：新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みを必要とする当分の間
- (3) 対象者：石垣市立小中学校に在籍する児童生徒、学校関係職員

2 新型コロナウイルス感染者が発生した場合の各学校の臨時休校を判断する際の基本的 な考え方について

- (1) 感染者が観光客等（学校と関係が無いと判断される者）の場合は、学校への直接の影響は少ないと考え、休校はしない。
- (2) 感染者が児童生徒及び学校関係職員の場合は、該当する学校は当面（保健所が濃厚接触者を特定するまでの間）休校とする。
- (3) 感染者が保護者の場合は、該当の学校自体は休校としないが、その対象の児童生徒は出席停止とする。
- (4) 市内で感染経路不明の感染者が多発するなど、感染が広範囲になるおそれがある場合は、感染の専門家や関係機関の意見を踏まえ、地域を区切った休校や市内全域での休校を検討する。